

平成28年10月31日

ガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定 による供給約款等以外の供給条件の認可について

中国経済産業局から、株式会社J A中央サービス(法人番号 9270001005236)によるガス事業法第37条の6の2ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」(平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20161031 中国第 2 号
平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 3 7 条の 6 の 2 ただし書後段の規定による供給約款等
以外の供給条件の認可について (回答)

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日付け 20161031 中国第 1 号 により貴職から当委員会
に意見を求められたガス事業法第 3 7 条の 6 の 2 ただし書後段の規定による供
給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はあり
ません。